

広報いとだ

ITODA

令和8年
(2026年)

No.793
7月号



pick up

- スポーツイベントのお知らせ 4
- 同和問題講演会のお知らせ 5
- 国民健康保険からのお知らせ 8~9
- 令和7年度の最終予算について 10
- プレミアム地域商品券のお知らせ ... 22

6月 6日 誰もが学べる機会を

● 田川地区奨学生決定通知書合同交付式 ●



大任町レインボーホールで田川地区奨学生決定通知書合同交付式がおこなわれました。田川地区給付型奨学金第10期生の各市町村代表が出席し、本町からは前田美結さんが出席しました。

前田さんは「奨学金でデザイン・芸術分野の学習に励みたい。学外研修にも活用し、将来田川地区並びに糸田町の地域発展にデザイン・芸術分野で貢献できるように頑張ります！」と話しました。

この奨学金は、学業成績が優秀でも経済的な理由で修学が困難な学生に対して給付され、次世代を担う人材育成を図り地域の発展に寄与することを目的としています。

6月 9日 授業の支えに

● 学力補充教室開講式 ●



小学校で学力補充教室の開講式がおこなわれました。学力向上と学習習慣定着を目的に開催され、放課後に地域の人や大学生を講師に迎え、2年生は毎週火曜日に、3年～4年生は火曜・木曜日に取り組んでいます。

藤田昭介校長は「勉強は分からないところが分かるようになると楽しくなります。勉強だけでなく他の分野でもできることが増える喜びを経験してほしいです。これから頑張ってください」と児童たちに激励の言葉を送りました。

6月 1日 特産品作りを体験

● 糸田町地域おこし協力隊陶芸体験 ●

町内の陶芸品店無双窯元で、糸田町地域おこし協力隊の高松卓矢さん、西崎紅菜さん、工藤大喜さんが陶芸体験をしました。

無双窯元では陶芸教室を定期的を開催しており、地域おこし協力隊3人も陶芸教室に参加。ろくろの扱いやバランスの整え方、細部の形作りなど苦戦しつつも店主の長末修次さんの丁寧なアドバイスのもと、それぞれ個性のある形に仕上げました。



6月 4日・6月 16日 口の中から健康に

● 小学校・西保育所歯磨き教室 ●

6月4日に小学校、6月16日に西保育所で歯磨き教室がありました。

町内のむらしろ歯科医院を講師に迎え、小学1年生と年長組を対象に大型の歯の模型を使って、磨き方や磨く際の注意点などを伝え、健康に成長・生活していく上で歯磨きの大切さを教えてもらいました。



5月 22日 功績をたたえて ● 福岡県人権擁護委員連合会長表彰を受賞 ●

人権擁護委員は、人権尊重思想の普及や各種人権啓発活動のほか、皆さんの家庭や近隣とのトラブルの相談など地域に密着した様々な活動をおこなっています。

長年にわたり人権擁護委員を務める永原富久美さんがその功績を称えられ福岡県人権擁護委員連合会長表彰を受賞しました。

毎月第3水曜日午前9時～正午の間、住民センター(役場併設)などで「人権相談会」を実施しています。相談は無料で秘密は厳守します。気軽に相談ください。

◆問合せ 人権推進課 ☎26-4024



5月 23日 青春の1ページ

● 中学校体育会 ●

晴れ渡る空の下、中学校体育会が開催されました。

今年のスローガン「一味笑進」のもと、赤・青・黄ブロックに分かれ、最後まで全力で熱い戦いが繰り広げられました。

競技は学年種目や各学年の全員リレー、ブロック対抗リレー、綱引きなどがあり、学年別の全員リレーでは3年生がバトンを振り返らずに受ける場面も。最終種目の3年生の表現「ソーラン節」では糸乱れぬ動きを披露し中学校生活最後の体育会を飾りました。



5月 24日 楽しいコミュニティ活動の成果

● 第65回田川郡民体育大会グラウンドゴルフ ●

赤村コミュニティ広場で田川郡社会体育振興協会主催の第65回田川郡民体育大会グラウンドゴルフが開催されました。

田川郡内から総勢93人が参加し、本町からは糸田町社会体育協会グラウンドゴルフ部13人が参加。他市町村の選手と交流を深めました。

◆結果 個人の部 1位 石井 政子さん



令和8年度糸田町同和問題講演会

誇りをもって生きる

日時 7月30日(木)
午後6時開演
午後5時30分開場

場所 糸田アリーナ
多目的ホール

入場無料

講師 宮内 礼治さん

鹿児島県日置市で伝統・和太鼓店製造販売を営む「宮丸太鼓店」の店主。父の背中を追って憧れの太鼓職人になる。

現在、部落解放同盟鹿児島県連合会の財務委員長として、小学生から大人まで幅広い年齢層を対象に、県内外様々なところで生い立ちを通して講演会や太鼓づくりの実演をおこなっている。



手話通訳あり



太鼓づくりの実演

和太鼓
たぎり
演奏



問合せ 人権推進課 ☎26-4024

主催 糸田町/糸田町教育委員会/糸田町人権・同和教育推進協議会

地域おこし協力隊向野・高松企画 スポーツイベント開催!!

スポーツ大会では優勝チームに町の特産品など豪華景品も!

詳細はホームページやLINE、地域おこし協力隊 Instagram で確認ください。
※申込は各イベントの二次元コードまたは保健センターに電話ください。

申込・問合せ 保健センター ☎49-9020

キンボールスポーツ大会

キンボールスポーツとは、直径約1m20cm、1kgの大きなボールを打ち、相手がコートに落ちる前にキャッチし、打つを繰り返す競技です。

- ◆日時 8月2日(日) 午前9時30分～ 受付 午前9時～9時30分
- ◆場所 糸田アリーナ 体育室
- ◆受付締切 7月28日(火) 午後5時
- ◆申込・問合せ 地域振興課 ☎26-4025



ふらば～るバレー大会

楕円形の柔らかいボールを使ったバレーボール型のニュースポーツです。

- ◆日時 7月18日(土) 午後2時30分～ 受付 午後2時～
- ◆場所 糸田アリーナ 体育室
- ◆受付締切 7月13日(月) 午後5時



体幹を鍛える運動教室

- ◆日時 7月29日(水) 午後7時～午後8時
- ◆場所 保健センター 多目的ホール
- ◆参加費無料! ※電話申込のみ



保健センタートレーニング室は平日午前8時30分～午後9時、第1・3・5土曜日午後1時～午後9時に開館しています。
今月向野さんは7月6日(月)・13日(月)・27日(月)の午後5時～午後9時に皆さんのトレーニングをサポートします!

リユースで楽しくごみ減量!

問合せ 税務町民課 環境衛生係 ☎26-1235

まだ使える家具・家電・子ども用品などを捨てる前に「情報掲示板ジモティー」で必要な人へ譲ってみませんか。

リユースは、ごみの減量や処分費用の削減、資源の有効活用につながります。まだ使えるものを地域で循環させ、「もったいない」を減らす取り組みに、皆様のご協力をお願いします。



まだ使える不要品はジモティーでリユース

¥0

登録料・手数料
すべて無料

5 min

すぐに出品できる
5分で投稿完了

最短当日中に
取引完了

4STEP だれでもかんたん地域リユース

STEP 1 品物を撮影して投稿!

STEP 2 問合せが来たら日程を調整

STEP 3 品物を引き渡して...

STEP 4 相手にお礼を送って完了!

差別のない社会を目指して

「差別は今でもあるの？」という声もありますが差別はなくなっていません。
近年では、インターネットの普及などで情報の拡散・収集も便利になっていますが、一方で差別的な書き込みや、差別意識を助長する悪質な動画が公開されるなどしています。

また、戸籍謄本を不正に取得する、結婚・就職時に相手の出身地を調べて避けるといったケースもあります。

一部の心ない人の行為で傷つく人がいます。同和問題についても同じく、調査・研究のために資料を収集するのはもちろん大事ですが、それを悪意で拡散すればそれは人権問題になってしまいます。火や刃物と同じく、インターネットも生活には欠かせないものですが、誤った使い方をすると人を傷つける凶器になります。正しい使い方の人を傷つけない社会を作りましょう。



同和問題を解決するためには、正しく知り、一人ひとりが差別をなくすために考え、行動することが大切です!!

「差別はすべて人によって作られたもの」ならば、人によってなくすこともできるはずですが。同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するためには「わたしには関係ない」「難しいことだし分からない」と放置するのではなく、一人ひとりが少しずつ関心を持ち、正しい知識を学ぶことが重要です。一人ひとりが関心をもって家庭や近所で話すことで、周りとながら、大きな力で社会から差別をなくしていきましょう。

「差別をしない！させない！許さない！」という意識を一人ひとりが持って行動し、社会に残る様々な差別や不合理な偏見を解消していきましょう。

人権推進課からのお知らせ

情報発信の一環として、広報誌での連載コラム「ひまわりの種」のほか、住民センター(役場併設)入口付近で「人権コーナー」を設置し毎月更新しています。役場に来庁した際は、ぜひご覧ください。

糸田町／糸田町教育委員会／糸田町人権・同和教育推進協議会



7月 は 「同和問題啓発強調月間」です

差別のない明るいまちづくりを

問合せ 人権推進課 ☎26-4024

この世に生まれたかけがえのない一人の人間として、誰もがみんな人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」を持っています。人権は、互いの立場を認め合い、権利や自由を尊重しあうことで成り立っています。

しかし、私たちの身の回りには多くの人権問題が発生しています。その中の一つが「同和問題」です。

福岡県では、同和問題の早期解決を目指し、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。

期間中は県内すべての市町村で、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動が実施されています。



同和問題とは

日本の歴史の中で形づけられた身分制度による人権問題です。

「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいるというだけで、一部の人々は長い間、住む場所や職業、結婚、交際など生活のあらゆる面で厳しい制限を受け差別され、現在も根強く残っている重要な問題です。

期間中の取り組み

啓発タオルの配布やのぼり旗の設置など様々な啓発活動をおこないます。

■本町のこどもたちの人権作品を展示
小・中学校、町立保育所のこどもたちが制作した人権ポスターは、8月末まで町内の各施設で展示します。こどもたちの作品を見て、人権について考えてみませんか。

人権相談窓口

ふくおか人権ホットライン

※弁護士による無料電話法律相談
☎092-724-2644
(毎月第4金曜日 午後3時～午後6時)

子どもの人権110番

☎0120-007-110
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

みんなの人権110番

☎0570-003-110
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

外国語での人権相談ダイヤル
(10言語対応)

☎0570-090-911
(平日 午前9時～午後5時)

法務省
人権相談窓口



国保のお役立ち情報

CHECK 1



入院など病院代が気になる人へ
「**限度額認定証**」の申請は済んでいますか？

「限度額認定証」とは、世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するもの。「資格確認書」と一緒に病院へ提示すれば、入院や手術でいくら高額な医療費がかかっても、上限額までしか請求されないのが窓口負担が抑えられます。

発行対象は下記参照。「資格確認書」が認定証を兼ねる世帯もあるので、事前に問合せください。

発行対象

- ① 70歳未満
- ② 70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱ
※住民税の課税所得金額が145万円以上690万円未満の70歳～75歳未満の国民健康保険加入者がいる世帯に属する人
- ③ 70歳以上で低所得Ⅰ・Ⅱ
※世帯主と国民健康保険加入者全員が住民税非課税であること
①～③の条件に該当して、かつ、完納世帯であること

必要書類

- 資格確認書
- 別世帯の人が来る場合は委任状

※マイナ保険証を利用すれば「**限度額認定証**」の事前申請不要で限度額の適用を受けることができます。

CHECK 2



毎月の病院代が高い人へ
高額療養費の払い戻しは利用していますか？

高額療養費制度とは、1か月にかかった病院代が上限額を超えたときに払い戻しを受けられる制度です。上限額は年齢や世帯ごとに異なるので事前に問合せください。なお、払い戻しが決定しても滞納があれば保険税に充ててもらいます。

【払い戻しの案内通知を2か月ごとに郵送中】

5,000円以上の支給見込み世帯には、2か月ごとに案内を郵送しています(必ず払い戻しが受けられるわけではありません)。なお、通知が届かなくても対象になる場合があるので、毎月自分で領収書を確認してください。申請に必要な書類は下記参照。

必要書類

- マイナ保険証または資格確認書
- 病院の領収書
- 世帯主名義の通帳

申請期限

- 診療月から2年間

国民健康保険税を滞納された場合(特別療養費について)

特別な理由がなく国民健康保険税を滞納し、納期限から1年以上経過した場合は、通常の資格確認書などの代わりに国民健康保険の資格を証明する特別療養費支給対象の資格確認書などを交付する場合があります。特別療養費支給対象の資格確認書などでは、医療機関で医療費の全額を支払い、後日特別療養費の申請で給付割合相当分を支給することになりますが、支給の際、未納となっている保険税の納付をお願いすることとなります。



令和8年度国保の ココをチェック 国民健康保険

問合せ 健康福祉課 ☎26-1241

資格確認書などの更新や限度額について

資格確認書などの更新 その1

マイナ保険証を持っている人には「**資格情報のお知らせ**」を交付
を持っていない人には「**資格確認書**」を交付

- (1) **マイナ保険証を持っている人**
自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」(A4型)を交付します。「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関などを受診できません。医療機関などの窓口ではマイナ保険証を提示してください。
- (2) **マイナ保険証を持っていない人**
「資格確認書」(カード型)を交付します。医療機関などの窓口で提示してください。

資格確認書
などの
有効期限

令和9年

7月31日(土)まで

- 70歳になる人は誕生日末まで
- 75歳になる人は誕生日前日まで

資格確認書の裏に臓器提供意思表示欄

記入は任意。記入したら台紙付属の保護シールを上から貼ってください。

資格確認書などの更新 その2

- 「**資格確認書**」は世帯へ簡易書留郵送
- 「**資格情報のお知らせ**」は世帯へ普通郵便で郵送

8月1日からの新しい「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は7月中に世帯主あてに別々の封筒で送付します。国保加入者分の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が一人1枚ずつそろっているか、氏名・生年月日など内容を確認ください。ジェネリックシールを付けたケースを同封するので、資格確認書などを入れて利用ください。有効期限を過ぎた資格確認書などは役場に返却するか、自分で破棄するなど適正に処分をお願いします。

資格確認書などの更新 その3

- **7月中は郵便局**
- **8月以降は健康福祉課へ**

「資格確認書」は簡易書留で郵送するため、郵便配達時に不在で受け取れなかった場合、郵便局で一時保管されます。投かんされた「郵便物お預かりのお知らせ」の連絡先に問合せください。**8月以降は健康福祉課に連絡してください。**窓口で受け取る際は、本人確認のため免許証などの身分証明書が必要です。代理人の場合は委任状も用意してください。

資格確認書などは正しく使いましょう!!

新しい健康保険に加入したら速やかに国保の喪失手続きをし、資格確認書などは返却してください。国保喪失後は、必ず医療機関や薬局などに新しい資格確認書などを提示し、資格確認書などが変更になったことを伝えてください。

※本町の国保喪失後に国保の資格確認書などで医療機関などを受診した場合は、町が医療機関に支払った金額を世帯主から返還していただきます。

令和7年度の最終予算についてお知らせします
 一般会計予算 70億7,600万円
 (876,068円) ()内は令和7年度一人あたりの予算額
 【令和8年3月末現在 人口8,077人】

収入		支出	
町税 (町民税、固定資産税)など 5億5,200万円 (68,342円) 7.8%	地方交付税 (国税として納められた後、町の財政状況などに応じて国から交付されるお金) 26億9,500万円 (333,663円) 38.1%	総務費 (戸籍、庁舎管理、財政、選挙などの経費) 11億2,400万円 (139,161円) 15.9%	民生費 (老人・障がい者福祉、保育所などの経費) 22億2,100万円 (274,978円) 31.4%
国庫支出金 (国から交付される補助金など) 11億4,800万円 (142,132円) 16.2%	県支出金 (県から交付される補助金など) 4億4,600万円 (55,219円) 6.3%	衛生費 (ごみ・屎尿処理、町民の健康管理などの経費) 10億8,100万円 (133,837円) 15.3%	農林商工費 (農業・観光などの経費) 4億円 (49,523円) 5.7%
町債 (事業などをおこなうために借りる町の借金) 9億3,300万円 (115,513円) 13.2%	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元利収入、前年度繰越金など) 13億200万円 (161,199円) 18.4%	土木費 (道路、町営住宅の整備などの経費) 8億2,800万円 (102,513円) 11.7%	教育費 (小・中学校、社会教育などの経費) 4億2,200万円 (52,247円) 6.0%
		公債費 (町債の返済などの経費) 5億9,700万円 (73,914円) 8.4%	その他 (議会、労働、消防などの経費) 4億300万円 (49,895円) 5.6%

地方債現在高の状況 《令和7年度末》

区分	金額
一般会計債	76億2,600万円
公営企業債	1億4,100万円
計	77億6,700万円(961,619円)

町税の状況 《令和7年度最終予算》

税目	予算額	比率
町民税	2億7,500万円	49.8%
固定資産税	2億800万円	37.7%
軽自動車税	3,100万円	5.6%
町たばこ税	3,800万円	6.9%
計	5億5,200万円(68,342円)	100%

企業会計の状況 《令和7年度最終予算》

	町立病院事業会計
収益的収入	8億6,500万円
収益的支出	8億6,500万円
差引	0円
資本的収入	1億6,300万円
資本的支出	1億9,700万円
差引	△3,400万円

第76回 「社会を明るくする運動」
 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

田川保護区 保護司会からの お知らせ
 問合せ
 田川保護区保護司会
 ☎ 42-0509

い社会の実現につながっていきます。
 犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。その更生を有効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。
 住民の皆さんが、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行少年たちの立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手を差し伸べ、明るい社会を作りましょう。



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
 犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的な孤独など、社会における様々な「生きづらさ」が存在していることが少なくありません。その「生きづらさ」に寄り添い、人と人が互いに支え合うコミュニティを築くことこそが、安全で安心な明る

保護司になるなんて、思ってもみなかった。

通ちからの立ち直りを支える、更生保護のボランティア。
 さまざまな年齢や経歴の人が、対話を通じて一人一人に寄りそ「保護司」として活躍しています。
 話を聴くのが好き。地域の役に立ちたい。そんな気持ちを持つあなたも、次の保護司かもしれません。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第76回 社会を明るくする運動

糸田町物価高騰 応援給付金の7月16日(木)まで!!
 申請期限は

問合せ 地域振興課 ☎26-4025

今年2月に全世帯(令和8年1月1日時点)に送付した糸田町物価高騰応援給付金について、申請が必要な世帯でまだ申請していない世帯は**7月16日(木)まで**に提出ください。
申請期日を過ぎると給付金を受け取ることができません。
 未申請の世帯で、申請書がお手元にはない場合は**再発行も可能**です。必要な世帯は地域振興課に電話または窓口で申請ください。
 ※電話では本人確認のため生年月日や住所などを聞く場合があります。

窓口で申請書を提出する際は、必要書類(身分証明書と振込先口座の写し)、申請書に世帯主の印かんを押印の上提出ください。郵送の場合は、申請書が入った封筒に同封している返信用封筒に押印した申請書類と必要書類を同封の上投かんください。
 ※書類不備があると期限に間に合わない場合があります。早めに提出ください。

粗大ごみ収集のお知らせ

8月の粗大ごみのエリアは次のとおりです。

日	エリア
8月6日(木)	宮 床
8月13日(木)	宮 床 団 地
8月20日(木)	自 由 ケ 丘
8月27日(木)	桃 山

問合せ 税務町民課
環境衛生係
☎ 26-1235

マイナンバーカード
臨時窓口(要予約)

マイナンバーカードの申請・交付・更新などの臨時窓口を、予約制で開設します。まだマイナンバーカードを申請していない人、役場開庁時間内に受け取りや更新などに来られない人は、ぜひ利用ください(この窓口はマイナンバーカード関係専用ですので、他の業務には対応しません)。

日	時
7月21日(火)	午後5時15分～午後7時

8月の開設日時は次号の広報誌でお知らせします。
◆マイナンバーカード臨時窓口
開設日時(要予約)

※完全予約制となります。希望する人は、7月16日(木)までに電話予約が必要です。
※平日の午前8時30分～午後5時15分までは予約不要です。
◆開設場所 税務町民課
戸籍係窓口
◆申込・問合せ
税務町民課 戸籍係
☎ 26-1235



献血に協力をお願いします

日にち 7月21日(火)

時間 午前10時～午前11時30分
午後0時30分～午後4時

場所 住民センター
(役場併設)

献血の基準 400 ml

年齢 男性/満17歳～満69歳
女性/満18歳～満69歳

体重 男女共に50kg以上

献血間隔 男性/12週間以上
女性/16週間以上

※65歳以上の人は、60歳以降に献血経験がある人のみ。
※3日以内に出血を伴う歯科治療や、病気治療中で注射や服薬している人は献血ができません。

◆新型コロナウイルス関連との間隔

▼ワクチン接種後: 48時間
▼感染者: 症状消失後2週間



介護保険負担限度額
認定証の更新について

介護保険施設を利用する際の食費と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期間は、7月31日(金)までです。引き続き施設利用が必要な場合は、更新申請ください。新規申請については、随時受け付けています。

◆対象者

- ①生活保護の受給者
- ②本人・配偶者・世帯員全員が非課税で、預貯金などの合計額が基準額以下の人

◆申請期限 7月31日(金)

◆必要なもの

申請書、同意書およびすべての通帳などの写し
※配偶者がいる場合は配偶者の同意書およびすべての通帳などの写し

◆提出先 健康福祉課

◆問合せ 健康福祉課

☎ 26-1244
福岡県介護保険広域連合
田川・桂川支部
☎ 49-1093



◆申込・問合せ
図書館 ☎ 26-1230

補聴器無料相談会

補聴器販売店が無料相談会をおこないます。

◆日時 7月10日(金)・9月11日(金)

※すべて午前11時～正午

◆場所 住民センター
(役場併設)

◆問合せ 健康福祉課
☎ 26-1244



クーリングシエルト
をご存じですか?

本町では近年の猛暑対策として、熱中症警戒アラートが発表されたときに休息できるよう開放する「クーリングシエルト」の取り組みをおこなっています。外出時などの暑さをしのぐ場所として利用ください。

◆対象施設

- ▼住民センター(役場併設)
- ▼社会福祉センター(食堂)
- ▼保健センター
- ▼糸田アリーナ
- ▼町民会館
- ▼道の駅いこだ
- ▼社会福祉センター



※それぞれの開館時間中の対応です。

◆主催

▼糸田町

▼福岡県赤十字血液センター
北九州事務所

◆協力 田川ライオンズクラブ

◆問合せ 健康福祉課

☎ 26-1244

防災係 もしものときに備えて Vol.118 防災気象情報が新しくなりました

新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する警報などを、災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、現行の大雨警報などから伝え方が大きく変わります。

例えば、大雨警報は「レベル3大雨警報」という名称に変更され、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。

また、線状降水帯の発生などは「気象防災速報(線状降水帯発生)」として発表されます。

詳細は気象庁のホームページで確認ください。

◆問合せ 防災管財課
☎ 26-1232

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



◆場所 宗像総合庁舎
◆定員 8人
◆受講料 8000円
※テキスト代
◆申込期限 8月30日(日)まで
◆申込・問合せ ※託児あり(事前予約制)
ひとり親サポートセンター
飯塚プランチ
☎ 0948-21-0390
(平日 午前9時～午後5時)

◆日時 毎月第1水曜日
午後1時～午後3時

◆定員 各4人(先着順)
◆申込・問合せ
福岡県ひとり親サポートセンター
☎ 092-1584-1393
(平日 午前9時～午後5時)
※水曜日は午後8時まで
※毎週土曜日、第1・第3日曜日は午後4時まで



◆日時 毎月第3木曜日
7月16日(木)
午前11時～午後2時
(予約のみ)

◆場所 糸田町役場

◆対象施設

- ▼就業支援講習会
- ▼「医療事務講座(資格取得)」

◆期間

9月11日(金)・18日(金)・25日(金)
10月2日(金)・9日(金)・16日(金)
23日(金)・30日(金)
11月6日(金)・13日(金)
計10日間

※予備日11月20日(金)

子ども支援オフィス
無料巡回相談会

相談員が子育て、家族の悩みなどの困りごとを聞き、解決に向けて一緒に考え、必要な支援・手続きにつながるなどの相談支援をおこないます。一人で悩まずに、気軽に相談ください。
※要事前予約

竹等粉砕機貸出
についてのお知らせ

◆日時 7月28日(火)・8月25日(火)
午前10時30分～正午
午後1時～午後2時30分

◆場所 役場1階
102会議室

◆申込・問合せ
福岡県自立相談支援事務所
☎ 44-8631
▼子ども支援オフィス
☎ 44-8612



本町では放置竹林の拡大抑制、森林・里山保全のため、森林環境譲与税を活用し竹等粉砕機の貸出をおこなっています。伐採した竹をチップ化することで作業の省力化が可能です。使用料無料です。ぜひ利用ください。
※機器のガソリン代、運搬費用などおよび過失による故障の修理費は自己負担
◆貸出対象
町内の竹林を整備する個人または団体
◆貸出期間 7日以内
※7日を超えて使用する場合は一旦返却し、改めて予約を取る必要があります。
詳しい貸出条件については地域振興課に問合せください。



◆問合せ 地域振興課
☎ 26-4025

◆応募方法
インターネット
申込
または保育所、小学校、図書館などで配布の申込用紙を図書館に持参ください。



◆対象 小学生
※3年生以下は保護者同伴。
未就学児は保護者同伴であれば参加可能。

◆定員 30人程度

◆申込期限 7月26日(日)
午後5時

◆日時 8月2日(日)
午後2時～午後3時30分
受付 午後1時30分～

自衛隊からのお知らせ

海上・航空自衛隊 航空学生(1次) 試験日 筆記試験・適性検査 9月19日(土)または26日(土)

ビジネススキル講習付き

機械CAD オペレーション科...3人 ビル管理技術科...4人 住宅リフォーム CAD技術科...4人

職業訓練受講生の9月生募集

科目・定員・訓練期間 【通常訓練】ものづくり溶接科...15人

飼い主のいない猫(野良猫)への餌やりについて

「かわいさや」「かわいさ」といふ理由で、野良猫に餌を与えていませんか? 近頃、猫に関する多くの相談があり、糞尿や餌やりに関する苦情が多くを占めています。

出願期限

第1回 8月31日(月)まで 第2回 9月9日(水)まで 詳細はホームページを確認ください。

福岡県町村会等職員採用試験

受験資格 平成11年4月2日〜平成17年4月1日生まれの人(学歴不問) 試験日 9月20日(日) 筆記試験

裁判所職員採用試験

試験区分 一般職試験 裁判所事務官(高卒者区分) 試験日 9月13日(日) 受付期限 7月10日(金)

就活サポートセミナー&交流会開催

働きたい皆さんの不安解消やモチベーション向上、就活に役立つ知識を学ぶことを目的として開催します。

第27回親と子の映画祭

日時 8月22日(土) 午後1時〜 開場 正午 場所 田川青少年文化ホール

第81回福岡県美術展覧会(県展)

期間 9月1日(火)〜27日(日) 1期 9月1日(火)〜6日(日) 彫刻・写真

7月はバス車内事故防止キャンペーン期間です

走行中に席を離れると転倒などけがをするおそれがあります。降車の際は、バスが停留所に着いてドアが開いてから移動ください。

司法書士による相続・遺言相談会

相続登記や遺言書作成、不動産名義変更など日常生活での法律問題について司法書士が無料で相談に応じます。

中小企業退職金共済(中退共)制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

福岡県救急電話相談・医療機関案内 救急車?病院?迷ったら 24時間受付 #7119 年中無休

STOP 不法投棄は犯罪です! 家庭廃棄物・産業廃棄物を決められた場所以外に投棄すると、法律により1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役に処されます。

やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄附は社会福祉協議会事務局で受付けています。

寄附・寄贈の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
☎26-4540 FAX26-3666



健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



令和7年度 糸田町社会福祉協議会 で使われた費用をお知らせします

支出総額
1億2,202万円

本町から委託を受けている 福祉サービス費 8,031万円

内訳：地域サロン事業、児童館、学童クラブ、
社会福祉センター

財源：町からの委託料、事業収入、
負担金収入



◁サロン対抗
囲碁ボール大会

法人運営費 3,560万円

内訳：
事務局人件費・運営費、
福祉バス運行事業費、広報費

財源：
町からの運営補助金など



県委託事務費 467万円

内訳：生活福祉資金事業にかか
る人件費と事務費、日常
生活自立支援事業費

財源：県社会福祉協議会からの
委託料

本会独自事業費 34万円

内訳：地域課題事業への取り組み、ボラン
ティア活動・福祉団体活動支援

財源：皆さんからの寄附や香典返しなど



▷フードパントリー

共同募金配分金事業費 110万円

内訳：老人福祉活動、児童青少年活動、住民福祉活動、
障がい児者福祉活動

財源：赤い羽根共同募金



▷VR認知症体験講座



▷災害ボランティア講座

夏休みがはじまるよ～!! みんなで一緒に児童館で遊ぼ～

◆休館日 毎週月曜日 ◆開館時間 午前10時～午後6時

※午後0時30分～午後1時30分は昼休みのため閉館します。

◆イベント ▶体育館開放デー!! 7月23日(木)・30日(木) 午後1時30分～午後4時30分

※小学生未満のおこさんは、保護者と一緒に来てください。

熱中症に気を付けましょう

■問合せ 保健センター ☎49-9020(平日 午前8時30分～午後5時15分)

熱中症は高温多湿な環境で、発汗による体温調節が上手く働かなくなり、体内に熱がこもった状態です。屋外だけでなく、屋内でも発症し、重症化すると命にかかわることもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、自身の体調の変化や周囲にも気を配り熱中症による健康被害を防ぎましょう。

【熱中症を予防するために】

◆暑さを避ける!

- ▶ エアコンなどで温度をこまめに調節する
- ▶ 遮光カーテン・すだれの利用、打ち水をして気温を下げる
- ▶ 外出時には日傘の使用、帽子を着用する
- ▶ 天気の良い日は日陰でこまめに休息する
- ▶ 吸湿性、速乾性のある通気性のよい衣類を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、身体を冷やす

「熱中症警戒アラート」発表時の外出はなるべく控え、暑さを避けましょう!!

◆こまめに水分を補給する!!

室内でも、外出時でも、喉の渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、多量の汗をかいた時には、経口補水液を摂取しましょう。

※腎臓、心臓などの疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、医師の指示に従ってください。

◆熱中症が疑われる人を見かけたら

- ▶ 涼しい場所へ移動する
 - ▶ 衣服を緩め、身体を冷やす(首の周り、脇の下、足の付け根)
 - ▶ 水分が摂れそうならば飲ませる
- 応急処置をおこなっても症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう。

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。

高齢者や子ども、障がいのある人は熱中症にかかりやすいため、周りの人は注意して声掛けや見守りをしましょう。

栄養科からのお知らせ 食中毒を防ごう! 問合せ 緑ヶ丘病院 ☎26-0111

食中毒は細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内に侵入することで発生します。特に気温や湿度が高くなる6月～9月は細菌による食中毒が増えやすくなります。食中毒予防の3原則を知って予防しましょう。

◆食中毒予防の3原則「つけない・ふやさない・やっつける」

- ①食べ物に細菌を「つけない」
 - ▶ 調理前や食事前、トイレ後は石けんでしっかり手洗いをする
 - ▶ 生の肉や魚、卵に触れた後には手を洗う
 - ▶ 包丁やまな板などの調理器具はいつも清潔に
 - ▶ 肉魚用と生野菜用の調理器具は分ける
- ②食べ物についての細菌を「ふやさない」
 - ▶ 細菌は20℃～50℃で活発に増殖。食品は早めに冷蔵庫・冷凍庫へ(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-15℃以下)

- ▶ 作った料理は早めに食べる
- ▶ すぐに食べない料理は、室温に放置せず、冷蔵庫や冷凍庫に入れる

③食べ物や調理器具についての細菌を「やっつける」

- ▶ 中心までしっかり加熱する
 - ▶ 余った食品を温め直す際も十分に加熱する
- ◆お弁当にも注意!
- ▶ おかずはしっかり冷ましてから詰める
 - ▶ 水分の多いおかずは細菌が増えやすくなるため、汁気をよく切る
 - ▶ 保冷剤を活用する

「つけない・ふやさない・やっつける」を意識して、安全に食事を楽しみましょう



ホームページ

7月 保健センター行事予定
◆場所/保健センター

びびび教室(2か月児健康教室)

♥対象児/
令和8年4月12日～
5月9日生まれ
♥日にち/7月9日(木)
♥受付/午前9時45分～
午前10時

すくすく教室(1歳児健康教室)

♥対象児/
令和7年5月21日～
7月15日生まれ
♥日にち/7月15日(水)
♥受付/午前9時45分～
午前10時

1歳6か月児健診
(1歳6か月児～1歳8か月児)

♥対象児/
令和6年10月21日～
令和7年1月19日生
♥日にち/7月22日(水)
♥受付/午後0時45分～
午後1時20分
◆問合せ 保健センター
☎49-9020

健診および教室が変更になる場合があります。駐車場などの混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こころの健康相談窓口日程

◆日時
7月17日(金)
午前9時～午後4時
※相談は予約制です。まずは保健センターに問合せください。
◆問合せ 保健センター
☎49-9020

- 寄附返し
香典返し
- ◇中糸田行政区 伊藤登志子
 - ◇社会福祉協議会 伊藤登志子
 - ◇古賀二雄 古賀君江
 - ◇田代伊佐司 田代マユミ
 - ◇仲江健治 仲江日出子
 - ◇伊藤晋治 伊藤登志子

地域おこし協力隊コラム

こんにちは！地域おこし協力隊の西崎です。
今年も厳しい暑さが続き、皆さん体調はいかがでしょう？朝ごはんは食べていますか？暑いと食欲が湧きにくいですが、でも、朝ごはんを食べないと水分や塩分が補給されず、熱中症のリスクが高まります。熱中症にならないためにも朝ごはんを食べましょう。主食(ごはん、パン、麺)、主菜(肉、魚、卵)、副菜(野菜類)をそろえて食べることで栄養バランスが整いやすいです。朝ごはんを食べる習慣がない人は、喉に通りやすいヨーグルトや果物(バナナなど)をまず1口食べるところから始めましょう。時間がなくても手軽に食べられるのでオススメです。水分補給をしっかりおこない、今年の夏も元気に乗り越えましょう！
糸田町の農産物を活かした商品開発と販路拡大に取り組む中で、ものづくりの難しさを改めて実感しています。企画が進んだと思えば新たな課題に直面し、立ち止まることもあります。それでも、地域の魅力や生産者さんの想いを届けたいという気持ちは変わりません。試行錯誤を重ねながら、糸田町をもっと盛り上げる商品づくりに挑戦し続けます。
これからも引き続き、応援のほどよろしくお祈いします！



地域おこし協力隊
鈴木・向野・高松
西崎・工藤
☎23-2017



子育て支援室7月のイベント

- ★親子ふれあい教室「プール遊び」他
7月9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木)
午前10時～正午
- ★親子いきいき教室
7月10日(金) 午前10時～正午
7月24日(金) 午後1時～午後3時
- ★子育て支援室(すまいる)
7月2日(木) 午前10時～正午
7月13日(月) 午前10時～正午
- ★親子のびのび教室
7月14日(火) 午前10時30分～午前11時30分
7月17日(金) 午前10時～午後3時
- ★子育て支援室(すまいる)
7月25日(土) 午後1時～午後3時
- ★糸田アリーナ(2階 研修室)
7月25日(土) 午後1時～午後3時

シリーズ糸田町の文化財のはなし 第299話

昭和30年代の豊国鉱業所総合大運動会の写真について

今回紹介するのは、宮床にあった豊国鉱業所でおこなわれていた豊国鉱業所の総合大運動会の写真です。



写真はリレーの様子で、従業員やその家族が参加していたようです。また、糸田小学校、金川小学校、弓削小学校の3校対抗リレーなどもあったようで、大変盛り上がりつつあった様子が写っています。

意見・感想・要望などがありましたら、教育委員会 社会教育係(☎26-0038) 担当 岩熊まで。

人権・行政相談日

■日時 7月15日(水) 毎月第3水曜日
午前9時～正午
■場所 住民センター(役場併設)
2階 第2・3研修室
■問合せ 人権推進課 ☎26-4024

- 相談は無料です。
- 難しい手続きはありません。
- 相談内容についての秘密は厳守します。
- 気軽に相談ください。

本町の事故件数 5月

▶交通事故 3件(+3)
※()内は先月比
▶問合せ 田川警察署 ☎42-0110 [みまもつ]



税の納期限

■固定資産税 第2期
■国民健康保険税 第1期
7月31日(金)です

年金だより

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請すると保険料が免除・猶予されることがあります(すべての人が対象になるわけではありません)。令和8年度の受付は7月から始まります。忘れずに手続きをお願いします。
免除の種類
免除の申請をすれば、本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下である場合に限り、

所得に充当して全額免除や一部免除が承認されます。50歳未満は、本人と配偶者の所得が基準額以下であれば、世帯主の所得が基準額以上でも納付猶予が承認されます。収入のない学生は、申請が承認されると学生特例として納付が猶予されます。
免除・猶予された場合の年金受給額
全額免除や一部免除が承認された期間は、将来年金をもらうときに全額納付した場合と比べて減額されて計算されます。納付猶予・学生特例は、受給資格に必要な期間には算入されますが、10年以内に遡って追納しなければ、受け取る年金額には反映されません。なお、2年度を過ぎて追納すると当時の保険料に一定の加算額が加わります。

問合せ
直方年金事務所
☎0949-22-0891
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
健康福祉課 国民年金係
☎26-1241



ひまわりの種 Vol.60

～アンコンシャス・バイアスって何?～

アンコンシャス・バイアスとは「無意識の思い込み」や「無意識の偏見」を意味します。人はこれまでの経験や周囲の環境から、知らないうちに特定のイメージを持つことがあります。「男性は仕事、女性は家事」「若者はスマホに詳しい」などと決めつけてしまうことも、その一つです。こうした思い込みは、相手を正しく理解する妨げになり、差別や不公平な扱いにつながる場合があります。しかし、アンコンシャス・バイアスは誰にでもあるため、大切なのは自分の考え方に気づき、相手を一人ひとり違う存在として尊重することです。

例えば、第一印象は悪かったけど、よくよく話してみたらとても素敵な人だった、などです。
多様な価値観を認め合うことで、見える世界や未来が変わるかもしれません。

◆問合せ 人権推進課 ☎26-4024

- 月曜日会 吉積漫歩選
- たつぷりと力水浴び山笠動き
 - 山笠が来る囃子に炊事
 - 手につかず
 - 吉積 香代子
 - 水遣りの差し来る光虹連れて
 - 山々は緑随へ四方の風
 - 早川 たま
 - 磴に腰掛けのんびり夏の宮
 - 牡丹の花粉まみれの蜂も花
 - 立花 一枝
 - 終点の車輪止めあり初夏の風
 - 島影に渦潮の舞ふ若葉風
 - 吉田 容子

- 隣の秋ビール工場は首長く
朝採りのトマトの紅の香しく
- 日高 孝
 - 意気込み動くかき山笠
 - 山笠を担ぐ足並揃ひ肩揃ふ
 - 拍手湧き
 - 選者 吟
 - 隣の秋ビール工場は首長く
 - 朝採りのトマトの紅の香しく
 - 山崎 一伸
 - 花莫産を広げ昼餉の旅一座
 - 岩井 童子
 - 羅漢群顔それぞれに風薫る
 - 倉智 一
 - 銭亀を買うも金運よくならず
 - 長谷部 昭
 - 朝一番新茶の旨さいただけり
 - 豊福 長生
 - 老いたとて体力自慢登山かな
 - 山下 直美
 - 桐咲いて下駄音軽き出湯の里
 - 選者 吟



隣保館俳句教室

建部三由紀選

隣の在りかを探る靴の裏

太田輝久

糸田町プレミアム地域商品券



有効
期限

8月1日(土)～
令和9年1月31日(日)まで



A 通常券 **B いとだпей**

16歳から購入できます!

詳細はそれぞれの販売チラシで確認ください!

販売金額 **1万円** (利用額 **1万2,000円**) **プレミアム率 20%**

A 通常券

◆ 1冊 500円券×24枚
(計1万2,000円分)

◆ 販売冊数 4,000冊

◆ 一人あたり購入限度 5万円

◆ 申込方法 事前申込で予約販売

チラシについている申込はがきを郵送、またはインターネット申込(7月22日(水)必着)。
※申込多数の場合は抽選。

◆ 引換販売期間

8月1日(土)～7日(金)
午前9時～正午、午後1時～午後4時

◆ 引換場所 糸田町商工会

※事前申込での引換販売は同居親族が代理購入可能です(本人と代理人の確認のため、運転免許証や健康保険証などの本人・代理人の確認が出来る書類、住所が同一であると確認できる書類を持参ください)。

◆ 2次販売 ※事前申込が販売冊数に達しない場合
8月23日(日)から先着販売

▶ 8月23日(日)
午前10時～午後4時 糸田町商工会

▶ 8月24日(月)以降 ※平日のみ
午前9時～午後4時 糸田町商工会

※完売次第終了(本人のみ購入可能)。

◆ 問合せ 糸田町商工会 ☎26-0041
(午前8時30分～午後5時)



B いとだпей (デジタル商品券)

◆ 1口1万円(1万2,000円分)

◆ 販売総額 2,700万円分

◆ 一人あたり購入限度
10万円

◆ 申込方法

スマートフォン
のアプリから事前申込(7月25日(土)まで)。

※申込多数の場合は抽選。

◆ 販売方法

コンビニエンス
ストアで支払



◆ 販売期間

8月1日(土)～10日(月)

◆ 2次販売

※事前申込が販売総額に達しない場合

8月20日(木)から先着順(アプリから申込)で販売

◆ 問合せ

いとだпейコールセンター
☎0120-338-305
(午前9時～午後6時)



公共料金、各種金券、切手、タバコ、医療サービス、事業用の経費の支払いなどには使用できません。